

埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金交付要綱

令和4年10月17日決裁

第1 趣旨

県は、急激な物価高騰による生産費の上昇が採卵鶏農家に及ぼす影響を緩和し、経営の一時的な安定を図るとともに、経営の見直しを促進するため、埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、「採卵鶏農家」、「標準的生産費」及び「農家販売額」とは、実施要領による「採卵鶏農家」、「標準的生産費」及び「農家販売額」をいう。

第3 補助の対象等

補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

第4 交付の申請

規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別に知事が定めるものとする。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、事業実施主体は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第5 添付書類の省略

規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

第6 軽微な変更

規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 交付決定及び通知

規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第4の第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4の第2項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

第8 事業の内容及び経費の配分の変更

事業実施主体は、前条により交付決定の通知を受けた後、事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ別紙様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

なお、この場合には第7の規定を準用する。

第9 変更交付決定通知

前条の申請に基づく変更交付決定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

第10 事業の中止又は廃止

事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の知事の承認にあたっては、第8の規定を準用する。

第11 概算払

知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求する場合には、別紙様式第5号を知事に提出するものとする。

第12 状況報告

事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当

該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

第13 実績報告

規則第13条の実績報告書の様式は、別紙様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の終了（補助事業の廃止又は中止の場合を含む）から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までとする。
- 3 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第14 補助金の額の確定

規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、別紙様式第7号とする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

第15 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、補助事業に係る経理を他の勘定と区分し適正に執行するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管しなければならない。

また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第16 暴力団排除に関する誓約

事業実施主体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

第17 その他必要な事項

その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更
		事業の内容の変更
<p>埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業</p> <p>事業実施主体が実施要領に基づいて実施する事業に要する1及び2の経費</p> <p>1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成(助成額は、農家販売額と標準的生産費の差額に、当該採卵鶏農家が当該四半期に販売した鶏卵量及び雛羽数を乗じた額とし、対象期間は令和4年度第2四半期及び第3四半期とする。)</p> <p>2 推進事務費</p>	<p>9割以内</p> <p>定額</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業費の増</p> <p>3 推進事務費の増</p>

別紙様式第1号（第4関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所
名 称
代 表 者

下記により埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 円	負担区分		備考
		県補助金 円	その他 円	
1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成				
2 推進事務費				
計				

（注） 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較 (円)		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較 (円)		備 考
			増	減	
1 助成金					
2 推進事務費 (1) (2) (3)					
計					

5 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

6 添付書類

実施要領第7の2の(1)に基づく事業実施計画書（別紙様式第1号）の写し

別紙様式第2号（第7関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 要綱別表の欄に掲げる重要な変更該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
 - (4) 事業実施主体は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (5) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - (6) 知事は必要に応じて、補助事業に係る事項について調査・検査あるいは報告を求めることができる。

別紙様式第3号（第8関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
名 称
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業について、
下記のとおり変更したいので、埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金交付
要綱第8の規定により申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 円
- 2 変更する理由
- 3 経費の配分及び負担区分
（別紙様式第1号の記の3に準じて記載すること。なお、変更があった部分については二
段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）
- 4 収支予算
（別紙様式第1号の記の4に準じて記載すること。なお、変更があった部分については
二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）
- 5 補助事業の完了予定年月日
年 月 日
- 6 添付書類
実施要領第7の2の（2）に基づく事業実施計画書（別紙様式第1号）の写し

別紙様式第4号（第9関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 要綱別表の欄に掲げる重要な変更該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

別紙様式第5号（第11関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
名 称
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり概算払いにより支払われたく、埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業補助金交付要綱第11の規定に基づき請求します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 既受領額（概算払） | 円 |
| 3 今回概算払請求額 | 円 |
| 4 差引残額 | 円 |
| 5 振込先 | |
| （1）金融機関名 | |
| （2）口座種別 | |
| （3）口座番号 | |
| （4）口座名義 | |

（注）「（4）口座名義」にはフリガナを記載すること。

別紙様式第6号（第13関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所
名 称
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 経費の配分及び負担区分

（計画から変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）

区分	事業費 円	負担区分		備考
		県補助金 円	その他 円	
1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成				
2 推進事務費				
計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

3 収支精算

(計画からの変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較 (円)		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較 (円)		備 考
			増	減	
1 助成金					
2 事務費 (1) (2) (3)					
計					

4 補助事業の完了年月日

年 月 日

5 添付書類

(注) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別紙様式第7号（第14関係）

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

交付確定額

円

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

--以下の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する--

- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____